

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在):九州地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前				合併後(現在)				備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量(m ³ /月)	基本料金(税込)(円/月)					従量単価の増率(最大/最小)	H19年度当初まで(統一済)	H19年度以降を予定	H20年度以降を予定
福岡県	40362	福岡町	40224	福津市	H17.1.24	8	1,260	1.2	当分の間は旧両町それぞれの区域における現行の料金体系を適用し、合併後3年を目途に新しい料金体系で統一。	1			1		
福岡県	40363	津屋崎町				8	1,520	1.4							
福岡県	40481	吉井町				8	500	6.7							
福岡県	40481	吉井町	40225	うきは市	H17.3.20	10	1,150	1.0	1						
福岡県	40483	浮羽町													
福岡県	40443	三輪町	40447	筑前町	H17.3.22	5	1,050	1.3	1						
福岡県	40444	夜須町													
福岡県	40644	新吉富村	40646	上毛町	H17.10.11	10	2,205	1.0		1					
福岡県	40645	大平村				8	700	1.0							
福岡県	40641	椎田町	40647	築上町	H18.1.10	10	2,200	1.0			1			1	
福岡県	40643	築城町				10	1,000	1.0							
福岡県	40643	築城町				10	2,100	1.0							
福岡県	40403	宮田町	40226	富若市	H18.2.11	~5	945	1.0	新市Iにおける水道運営計画を明確にし、合併後5年以内に再編する。		1			1	
福岡県	40404	若宮町				6~10	1,260	1.0							
福岡県	40603	金田町				10	2,310	1.0							
福岡県	40606	赤池町	40610	福智町	H18.3.6	8	1,210	1.0	1						
福岡県	40607	方城町													
福岡県	40622	犀川町	40625	みやこ町	H18.3.20	10	2,100	1.0	旧勝山町はH19年度末まで別料金を適用。			1			
福岡県	40624	豊津町				10	1,680	1.0							
福岡県	40623	勝山町													
福岡県	40209	甘木市	40228	朝倉市	H18.3.20	5	892	1.0	簡易水道料金(定額制1,837円/月、旧甘木市のみ)は今までと変わらず。上水道加入金・使用料(基本料金・超過料金)は、今までと変わらないが、今後新市で統一化に向け調整(旧甘木市・旧杷木町)。			1			
福岡県	40441	杷木町				定額制	1,837/月	1.0							
福岡県	40442	朝倉町				-	-	-							
福岡県	40205	飯塚市	40205	飯塚市	H18.3.26	10	955	1.7	1						
福岡県	40425	筑穂町													
福岡県	40426	穂波町													
福岡県	40427	庄内町													
福岡県	40428	頼田町													
福岡県	40208	山田市	40227	嘉麻市	H18.3.27	~5	680	1.0	水道料金は合併する年度及びこれに続く3年間は現行のとおりとするが、統一料金は基本計画、財政計画に基づき新市において定める。			1			
福岡県	40422	福築町				6~10	1,160	1.0							
福岡県	40423	碓井町				~4	370	1.0							
福岡県	40424	嘉穂町				5~8	760	1.0							
福岡県	40424	嘉穂町				~5	800	1.0							
福岡県	40424	嘉穂町	6~10	1,090	1.0										
福岡県	40424	嘉穂町	~5	680	1.0										
福岡県	40424	嘉穂町	6~10	1,360	1.0										
佐賀県	41201	佐賀市	41201	佐賀市	H17.10.1	10	1,365	1.6	合併時の次年度から新たな料金を設定する。ただし、関係機関との調整が難航した場合は、水道事業の統合に合わせて新たな料金を設定する。簡易水道料金体系は、合併後、5年を目途に新たに設定する。			1	1		1
佐賀県	41301	諸富町				10	2,205	1.0							
佐賀県	41305	大和町				8	1,155	1.2							
佐賀県	41306	富士町				8	1,050	1.3							
佐賀県	41326	三瀬村				-	-	-							
佐賀県	41202	唐津市				10	1,270	1.0							
佐賀県	41381	浜玉町	8	885	1.0										
佐賀県	41383	巖木町	10	2,100	1.0										
佐賀県	41384	相知町	-	1,520	1.0										
佐賀県	41385	北波多村	~5	1,260	1.0										
佐賀県	41386	肥前町	6~10	1,680	1.0										
佐賀県	41386	肥前町	4	630	1.0										
佐賀県	41386	肥前町	5	1,260	1.0										
佐賀県	41386	肥前町	5	1,180	1.0										
佐賀県	41388	鎮西町	-	630	1.0										
佐賀県	41389	呼子町	5	1,100	1.0										
佐賀県	41361	小城町	41208	小城市	H17.3.1	~5	1,000	1.0	上水道は西佐賀水道企業団、簡易水道は市営。西佐賀水道企業団はH19.4.1から料金を値下げ。		1				
佐賀県	41362	三日月町				7	1,050	1.2							
佐賀県	41363	牛津町				8	1,470	1.4							
佐賀県	41364	芦刈町													
佐賀県	41442	塩田町	41209	嬉野市	H18.1.1	8	2,100	1.0	当分の間現行の料金体系を維持。合併後速やかに新市の水道整備計画を策定し、水道審議会で適正な料金のあり方等について検討し、統一を図る。			1			
佐賀県	41443	嬉野町				~5	850	1.0							
佐賀県	41202	唐津市	41202	唐津市	H18.1.1	10	1,270	1.0	1						
佐賀県	41382	七山村													
佐賀県	41401	有田町	41401	有田町	H18.3.1	-	-	-	上水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。料金は不明。		1			1	
佐賀県	41402	西有田町													
佐賀県	41323	三田川町	41327	吉野ヶ里町	H18.3.1	10	1,995	1.0	現行のまま新町に引き継ぐ。上水道は佐賀東部水道企業団が給水。簡易水道は1箇所。		1				
佐賀県	41324	東脊振村				15	2,205	1.0							

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在):九州地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)			基本水量 (m ³ /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単 価の逡 増率(最 大/最小)	備考	合併 時に 統一	統一 しない	当面 統一 しない	当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村 コード	旧市町村	市町村 コード	新市町村	合併 年月日								H19年 度当初 まで (統一 済)	H19年 度を 予定	H20年 度を 予定	未定
佐賀県	41206	武雄市				8	2,047	1.0								
佐賀県	41421	山内町	41206	武雄市	H18.3.1	8	1,970	1.0	合併年度及びこれに続く2年度は現行の料金体系を維持。合併後速やかに新市の水道整備計画を策定し、適正な料金のあり方等を検討し、料金の統一を図る。							
佐賀県	41422	北方村				10	1,785	1.0								
佐賀県	41321	神埼町				10	1,995	1.0								
佐賀県	41322	千代田町	41210	神埼市	H18.3.20	10	1,365	1.0	佐賀東部水道企業が給水。背振村の一部で簡易水道を実施。	1						
佐賀県	41325	脊振村				10	1,365	1.0								
長崎県	42201	長崎市				-	845	6.1	旧町区域については、急激な料金変化とならないようH21年度末まで(旧外海町区域はH25年度末まで)緩和措置を講じる。							
長崎県	42301	香焼町				-	420	3.5								
長崎県	42302	伊王島町				-	845	6.1								
長崎県	42303	高島町	42201	長崎市	H17.1.4	-	409	2.1				1				1
長崎県	42304	野母崎町				-	845	2.9								
長崎県	42305	三和町				-	493	2.2								
長崎県	42315	外海町				10	750	1.0								
長崎県	42204	諫早市				~4 5~8	660 910	1.4		施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、料金については、現行のとおり引き継ぎ、合併後速やかに調整する。						
長崎県	42306	多良見町	42204	諫早市	H17.3.1	~4 5~8	650 900	1.4				1				1
長崎県	42341	森山町				4	735	1.7								
長崎県	42342	飯盛町				8	910	1.7								
長崎県	42343	高来町				5	780	2.0								
長崎県	42343	高来町				~4 5~8	1,100	1.0								
長崎県	42344	小長井町				7	890	1.0								
長崎県	42207	平戸市	42207	平戸市	H17.10.1	10	2,026	1.2	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後統一する。				1			
長崎県	42382	生月町				7	1,890	1.0								
長崎県	42381	大島村				5	1,400	1.0								
長崎県	42385	田平町				10	1,680	1.2								
長崎県	42368	南串山町				-	-	-	料金体制、給水料金、メーター使用料金及び臨時使用料金は、新市において合併後3か年度内で調整する。ただし、その間は旧町の例による。料金は一部不明。							
長崎県	42367	小浜町				10	1,260	1.0								
長崎県	42366	千々石町	42213	雲仙市	H17.10.11	-	-	-				1				1
長崎県	42365	愛野町				-	-	-								
長崎県	42364	吾妻町				10	1,470	1.0								
長崎県	42362	国見町				10	1,050	1.0								
長崎県	42208	松浦市														
長崎県	42386	福島町	42208	松浦市	H18.1.1	7	703	1.0		1						
長崎県	42387	鷹島町														
長崎県	42203	島原市	42203	島原市	H18.1.1	~4 5~8	472 672	1.0	合併後に調整する。ただし、合併年度は旧市町の例による。			1				1
長崎県	42361	有明町				10	1,100	1.0								
長崎県	42201	長崎市	42201	長崎市	H18.1.4	-	845	6.1	旧町区域は、H21年度末まで(旧外海町区域はH25年度末まで)緩和措置を講じる。			1				1
長崎県	42309	琴海町				-	609	4.0								
長崎県	42202	佐世保市														
長崎県	42384	宇久町	42202	佐世保市	H18.3.31	10	1,302	1.3		1						
長崎県	42390	小佐々町														
長崎県	42369	加津佐町				10	1,550	1.2	合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に調整する。							
長崎県	42370	口之津町				10	2,350	1.0								
長崎県	42371	南有馬町				10	1,785	1.6								
長崎県	42371	南有馬町				10	1,570	1.0								
長崎県	42372	北有馬町	42214	南島原市	H18.3.31	10	1,580	1.0				1				1
長崎県	42373	西有家町				10	1,260	1.0								
長崎県	42374	有家町				10	1,050	1.0								
長崎県	42375	布津町				10	1,050	1.0								
長崎県	42376	深江町				10	1,050	1.0								

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在)：九州地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)			備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日					基本水量 (m ³ /月)	基本料金(税込) (円/月)	従量単価の適増率(最大/最小)	H19年度当初まで(統一済)
大分県	44206	臼杵市	44206	臼杵市	H17.1.1	8	756	1.4	1				
						8	630	1.0					
大分県	44421	野津町				7	1,000	1.0					
						¥210/世帯・口 ¥315/世帯							
大分県	44210	杵築市	44210	杵築市	H17.10.1	8	890	1.0		1			1
大分県	44342	山香町				5	680	1.2					
大分県	44301	大田村				8	890	1.0					
						新市において速やかに統一を図る。ただし、山香町の基本料金は1,300円とする。大田村の簡易水道は杵築市の一般用料金を適用。山香町は基本料金を1,300円とする以外は現行の料金体系とする。							
大分県	44211	宇佐市	44211	宇佐市	H17.3.31	8	1,160	1.0		1			1
						8	1,150	1.0					
大分県	44521	院内町				7	1,260	1.0					
大分県	44522	安心院町				7	840	1.0					
大分県	44362	挾間町	44213	由布市	H17.10.1	-	-	-					
大分県	44363	庄内町				-	-	-					
大分県	44364	湯布院町				-	-	-					
大分県	44321	国見町	44214	国東市	H18.3.31	8	735	1.0		1			1
大分県	44323	国東町				8	1,050	1.0					
大分県	44324	武蔵町				8	1,207	1.0					
大分県	44325	安岐町				8	1,060	1.0					
						現行のとおり新市に引き継ぐ。水道新規加入者負担金及び水道料金は現行のとおり引き継ぐ。また、経営状況や維持管理状況、住民の負担公平を勘案し新市において調整を行う。							
宮崎県	45423	南郷村	45431	美郷町	H18.1.1	10	1,100	1.0	1				
宮崎県	45424	西郷村											
宮崎県	45425	北郷村											
宮崎県	45202	都城市	45202	都城市	H18.1.1	-	470	6.3		1			
宮崎県	45342	山之口町				-	588	2.5					
宮崎県	45343	高城町				-	790	2.7					
宮崎県	45344	山田町				-	630	2.0					
宮崎県	45345	高崎町				6	1,050	1.1					
宮崎県	45201	宮崎市	45201	宮崎市	H18.1.1	10	1,029	1.4	1				
宮崎県	45302	田野町											
宮崎県	45303	佐土原町											
宮崎県	45381	高岡町											
宮崎県	45203	延岡市											
宮崎県	45203	延岡市	45203	延岡市	H18.2.20	5	611	1.0	1				
宮崎県	45426	北方町				5~10	1,005	1.0					
宮崎県	45428	北浦町											
宮崎県	45206	日向市	45206	日向市	H18.2.25	10	1,050	1.7	1				
宮崎県	45422	東郷町											
						合併時も現行どおり存続する。							
宮崎県	45205	小林市	45205	小林市	H18.3.20	8	598	1.0		1			1
						10	913	1.0					
						10	714	1.0					
宮崎県	45363	須木村				10	840	1.0					
						当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする。							
鹿児島県	46202	川内市	46215	薩摩川内市	H16.10.12	-	600	3.2		1		1	
鹿児島県	46381	橋脇町				10	1,620	1.0					
						10	2,100	1.0					
鹿児島県	46382	入来町				5	860	2.0					
						5	980	1.1					
鹿児島県	46383	東郷町				5	750	1.9					
鹿児島県	46387	祁答院町				3	630	1.0					
鹿児島県	46388	里村				3	510	1.0					
鹿児島県	46389	上飯村				5	930	1.0					
鹿児島県	46390	下飯村				4	630	1.3					
鹿児島県	46391	鹿島村											
						上水道と簡易水道の料金は、合併後3年以内の早い時期に統一できるように調整し、料金体系については、「口径別」とする。							
鹿児島県	46461	大隅町	46217	曾於市	H17.7.1	-	630	1.4		1			1
						-	420	1.0					
鹿児島県	46463	財部町				-	630	1.5					
鹿児島県	46464	末吉町				-	525	1.0					
						上水道事業及び簡易水道事業の水道料金は現行のとおりとし新市において水道事業運営審議会(仮称)を設置し、5年を目途に調整する。							
鹿児島県	46483	内之浦町	46492	肝付町	H17.7.1	8	756	1.0		1			1
鹿児島県	46484	高山町				-	630	2.8					
						合併後当面の間は現行のとおりとし、新市において水道運営委員会(仮称)を設置し調整する。							
鹿児島県	46205	串木野市	46219	いちき串木野市	H17.10.11	-	609	3.3	1				
						-	609	1.0					
鹿児島県	46361	市来町				-	575	2.3					
						上水道事業・簡易水道事業は現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、会計で上水道事業は現行のまま新市に引き継ぎ、簡易水道事業は新市において統一する。							

